

◎佐賀県条例第45号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(早出遅出勤務)</p> <p><b>第7条</b> 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第4項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事</p>	<p>(早出遅出勤務)</p> <p><b>第7条</b> 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子<u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u>であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。</u>次項を除き、以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第4項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事</p>

改正前	改正後
<p>委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）第2条第2項に規定する教育施設において、公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員について準用する。この場合において、第1項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育する」とあるのは「公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該修学の」と読み替えるものとする。</p>	<p>委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（<u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項を除き、以下同じ。）を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 第1項の規定は、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）第2条第2項に規定する教育施設において、公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員について準用する。この場合において、第1項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（<u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親と</u></p>

改正前	改正後
<p>4 略 (年次休暇)</p> <p>第10条 略 2・3 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第24条 職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 略</p>	<p>なることを希望している者その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項を除き、以下同じ。)を養育する」とあるのは「公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該修学の」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略 (年次休暇)</p> <p>第10条 略 2・3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、臨時的に任用される職員の年次休暇については、任命権者が別に定める。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第24条 要介護者の介護をするため職員が介護休暇を請求した場合は、人事委員会規則の定めるところにより、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる期間の介護休暇を与えることができる。</p> <p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 略 (介護部分休暇)</p> <p>第24条の2 要介護者の介護をするため職員が介護部分休暇を請求した場合は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部に</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(佐賀県職員給与条例附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項の規定により給与を減ぜられて支給される職員に関する読替え)</p> <p><b>第4条</b> 佐賀県職員給与条例附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第24条第3項の規定の適用については、<u>同項中「第16条」とあるのは「附則第11項」と、「第17条」とあるのは「附則第19項」とする。</u></p>	<p><u>つき勤務しないことが相当であると認められる時間の介護部分休暇を与えることができる。</u></p> <p>2 <u>介護部分休暇の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>介護部分休暇については、佐賀県職員給与条例第12条及び佐賀県公立学校職員給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、佐賀県職員給与条例第16条及び佐賀県公立学校職員給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(佐賀県職員給与条例附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項の規定により給与を減ぜられて支給される職員に関する読替え)</p> <p><b>第4条</b> 佐賀県職員給与条例附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第24条第3項及び第24条の2第3項の規定の適用については、<u>これらの規定中「第16条」とあるのは「附則第11項」と、「第17条」とあるのは「附則第19項」とする。</u></p>

**第2条** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(早出遅出勤務)</p> <p><b>第7条</b> 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該</p>	<p>(早出遅出勤務)</p> <p><b>第7条</b> 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該</p>

改正前	改正後
<p>請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、<u>当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者</u>その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項を除き、以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第4項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希</p>	<p>請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項を除き、以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第4項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で</p>

改正前	改正後
<p>望している者その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項を除き、以下同じ。)を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）第2条第2項に規定する教育施設において、公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員について準用する。この場合において、第1項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項を除き、以下同じ。）を養育する」とあるのは「公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該修学の」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>定める者を含む。次項を除き、以下同じ。)を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）第2条第2項に規定する教育施設において、公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員について準用する。この場合において、第1項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項を除き、以下同じ。）を養育する」とあるのは「公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該修学の」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>

附 則  
(施行期日)

**第1条** この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4条中佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年佐賀県条例第59号）第4条の改正規定及び附則第5条中佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号）第6条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 第1条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第25条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第24条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の請求に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

(人事委員会規則への委任)

**第3条** 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第4条** 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p><b>第16条</b> 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があ</p>	<p>(扶養手当)</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p><b>第16条</b> 略</p> <p>2 職員が部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）<u>、</u>介護休暇（職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下こ</p>

改正前	改正後
<p>るものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>の項において「要介護者」という。)の介護をするため、任命権者が別に定めるところにより、<u>要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間</u>（以下この項において「<u>指定期間</u>」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護部分休暇（職員が要介護者の介護をするため、<u>要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間</u>（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第5条** 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)  <b>第6条 略</b>  2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。  (1) 略  (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子  <u>及び孫</u>  (3)～(5) 略</p>	<p>(扶養手当)  <b>第6条 略</b>  2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。  (1) 略  (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子  <u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u>  <u>(4)～(6) 略</u></p>



改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p><b>第17条 略</b></p> <p>2 職員が部分休業（<u>当該職員</u>がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）<u>又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により知事が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p><b>第17条 略</b></p> <p>2 職員が部分休業（<u>職員</u>がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）<u>、介護休暇（職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により知事が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、知事が別に定めるところにより、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u>又は<u>介護部分休業（職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第6条** 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認)</p> <p><b>第22条 略</b></p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p><b>第22条 略</b></p>

改正前	改正後
<p>2 勤務時間条例第21条の規定による育児休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>2 勤務時間条例第21条の規定により育児休暇を与えられ、又は勤務時間条例第24条の2の規定により介護部分休業を与えられている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該職員に与えられている育児休暇の時間又は介護部分休業の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>